

. 国内編
4.その他

. 国内編

4. その他

No.64	
成年後見制度と自己決定:自己決定の仕組みとしての任意後見制度	
Author(s)	新井誠
Article	老年精神医学雑誌
Vol/No/page	14/10/1240-1250
Year	2003
<p>日本の成年後見制度が、法定後見制度と任意後見制度の双方からなり、とくに後者については被保護成年者の自己決定が直接的に尊重される仕組みとなっている。</p> <p>この論文では、このような成年後見制度の基本的な仕組みを、成年後見制度の意義、立法形態、法的性質、利用手順などを詳細に分析し、説明を行っている。また諸外国（アメリカ、イギリス、ドイツ）における同様の制度についても簡潔に紹介している。</p>	

No.65	
成年後見制度とコミュニティソーシャルワークの展開	
Author(s)	内藤さゆり、宮城孝
Article	日本の地域福祉
Vol/No/page	18//44-54
Year	2005
<p>成年後見制度は、禁治産・準禁治産制度に変わって、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和を目的に立案された制度である。</p> <p>本稿では、成年後見制度を社会福祉のシステム改革において、社会福祉サービス利用者の権利擁護を可能にする重要な制度として認識した上で、その現状と課題をドイツとの比較を通して紹介している。</p> <p>とくに、日本の成年後見制度は個人の自己責任に依存しており、また制度の利用のための障壁も大きく（費用がかかる、時間がかかる等）、また当事者を支援する公的機関や制度、団体などの一連のシステムやそれを支える財源措置に問題があることが指摘されている。</p> <p>今後、高齢化の進展による需要増加を踏まえ、国レベルの法的、財源措置とともに、地域レベルでの実践や社会資源の開発が求められている。</p>	

No.66	
要介護高齢者の判断能力低下への事前計画に関連する要因	
Author(s)	早川三津子、杉澤秀博
Article	老年社会科学
Vol/No/page	30/1/47-57
Year	2008
<p>医療や福祉において、本人の意思を尊重しようとする動きが高まり、このような考え方が広く受容されるようになってきているものの、本人の意思を確認できない場合には医療者が困惑してしまったり、家族が決定しているものの家族の意思と本人の意思が乖離している可能性があるなど問題がある。</p> <p>この問題を解決するために、リビング・ウィルやより広範囲な希望を提示するアドヴァンス・ディレクティブがアメリカでは取り入れられ始めており、日本でも自己決定ができなくなる状況に備え自分自身の考えを前もって示しておく事前計画が取り入れられ始めている。</p> <p>この研究では、事前計画に関連する要因とその計画決定プロセスを量的調査と質的調査から明らかにしている。</p> <p>その結果、事前計画を示す傾向を強める要因として、独居と判断能力低下への不安があることが示された。これは、判断能力低下への不安が無い人は、事前計画策定の動機に乏しいことを示している。</p> <p>また、事前計画と判断能力低下に備えての自己決定との関連については、判断能力低下に備えて「家族と相談して決める」という人は、「家族に任せる」人よりも「自分で決定する」人と近い関係にあり、要介護高齢者の事前計画は、本人だけで完結せず家族の意思に影響されることがうかがえた。</p> <p>この点については、日本の社会的文脈を考慮するのであれば、単なる主体の法規とは限らず、「主体的な依存」という自己決定のあり方として理解しうるものとされている。</p>	